

意見書案第 1 1 号

核兵器完全廃絶に向けて核兵器禁止条約の署名等の具体的取組を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

平成 2 9 年 1 0 月 2 日

川崎市議会議長 松 原 成 文 様

提出者 川崎市議会議員 市 古 映 美

” 石 田 和 子

” 佐 野 仁 昭

” 山 田 益 男

” 岩 隈 千 尋

” 堀 添 健

核兵器完全廃絶に向けて核兵器禁止条約の署名等の具体的取組を求める意見書

広島と長崎に米国の原子爆弾が投下されてから72年目を迎える今年の7月7日、ついに国際連合本部の会議で核兵器禁止条約が採択され、核兵器は、破滅的な人道的結果をもたらす兵器であり、国際法、国際人道法に反するものであると断言された。

核兵器は、不道徳であるだけでなく、歴史上初めて条約において違法なものと明文化され、いまや絶対悪の存在と言わざるを得ない。

核兵器禁止条約は、開発、実験、製造、生産、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものとなっており、また、核保有国に対しても本条約への参加を可能とし、核兵器完全廃絶への枠組みを示している。

さらに、被爆者や核実験被害者に対しては、年齢や性別に適した支援を行う義務も明記されていることから、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者や核実験被害者とともに日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

我が国においては、広島と長崎への原爆投下という核兵器の惨禍の体験から、戦争放棄を定めた憲法を持つため、核兵器禁止条約の趣旨に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められる。

よって、国におかれては、9月20日に核兵器禁止条約の署名が開始されたことを踏まえ、核兵器完全廃絶に向けて、本条約への署名等の具体的な取組を行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

外務大臣

防衛大臣